

県南広域振興局長告示第114号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和6年10月8日

県南広域振興局長 小 島 純

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 本吉室根線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
一関市室根町津谷川字下川原9番2地先から14番2地先まで	新	m 33.2~7.4	m 245.3
	旧	12.9~6.4	245.3

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 県南広域振興局土木部一関土木センター及び千厩土木センター
 - (2) 期間 令和6年10月8日から同年11月8日まで